

’ 23-’ 24年版 ユーキャンの第1種・第2種衛生管理者 速習レッスン
法改正等にもなう変更のお知らせ

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。
本書の記述内容について、法改正等にもない、以下のような変更がございますので、お知らせいたします。
なお、発刊年月日により対象となる変更箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、変更していただきますようお願いいたします。

■「第9版 第1刷（2023年7月21日）」をお持ちの方

該当頁	該当箇所	変更前	変更後	変更日						
P.211	3. 安全衛生管理体制 ※本文に右記を追加 ※以降の番号を送る	労働安全衛生規則等の改正に伴い、「化学物質管理者」「保護具着用管理責任者」の選任が義務化されました。	④化学物質管理者 事業場の化学物質管理の技術的事項の管理を行います。 ⑤保護具着用管理責任者 有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を担当します。	2024.7.5						
P.219	※「3 産業医」の直前に右記を追加 ※以降の番号を送る	3 化学物質管理者・保護具着用管理責任者 1. 化学物質管理者の選任 (1) 選任すべき事業場 事業場の規模に関わらず、リスクアセスメント等が義務付けられる危険性・有害性のある化学物質を扱うすべての事業場で選任しなければなりません。選任すべき事由が生じた日から14日以内に化学物質の管理に関する講習を修了した者等のうちから選任します。 (2) 職務 化学物質管理者の職務は、事業場における化学物質の管理に係る技術的事項を管理することであり、大きく分けて2つあります。	 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務</th> <th>具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自社製品の譲渡・提供先への危険有害性の情報伝達に関する職務</td> <td>ラベル表示および安全データシート(SDS)の内容の適切性の確認</td> </tr> <tr> <td>自社の労働者の安全衛生確保に関する職務</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメントの推進および実施状況を管理 ばく露防止措置の選択および実施 リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応 労働者に対する必要な教育の実施における計画の策定等 </td> </tr> </tbody> </table> 2. 保護具着用管理責任者の選任 (1) 選任すべき事業場 化学物質管理者を選任した事業場において、リスクアセス	職務	具体例	自社製品の譲渡・提供先への危険有害性の情報伝達に関する職務	ラベル表示および安全データシート(SDS)の内容の適切性の確認	自社の労働者の安全衛生確保に関する職務	<ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメントの推進および実施状況を管理 ばく露防止措置の選択および実施 リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応 労働者に対する必要な教育の実施における計画の策定等 	2024.7.5
職務	具体例									
自社製品の譲渡・提供先への危険有害性の情報伝達に関する職務	ラベル表示および安全データシート(SDS)の内容の適切性の確認									
自社の労働者の安全衛生確保に関する職務	<ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメントの推進および実施状況を管理 ばく露防止措置の選択および実施 リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応 労働者に対する必要な教育の実施における計画の策定等 									

		<p>メントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させる場合に選任しなければなりません。選任すべき事由が生じた日から 14 日以内に保護具に関する知識と経験を有する者等のうちから選任します。</p> <p>(2) 職務</p> <p>保護具着用管理責任者には、以下の事項を管理させなければなりません。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>① 保護具の適正な選択に関すること。</p> <p>② 労働者の保護具の適正な使用に関すること。</p> <p>③ 保護具の保守管理に関すること。</p> </div>		
P.234	1 雇入れ時等の教育	労働安全衛生規則等の改正に伴い、特定の業種で認められていた一部教育項目の省略が廃止されました。	2024.7.5	
	※本文点線内	金融業、警備業など一定の業種は省略可		削除
	※本文下から 2 行目	また、金融業、警備業など一定の業種では、上記の①～④は省略できるとされています。		削除
	※欄外	P214 の表中第 1 号・第 2 号の業種においては、①～④の教育を省略できません。	削除	
P.236	第 2 種 できたらチェック 問 3、問 4	削除	2024.7.5	